平成２９年（再ロ）第３号

滋賀県東近江市市子川原町716番地60
再生債務者　**西　博之**

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年1月18日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成30年３月６日まで
平成30年１月30日　大津地方裁判所彦根支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第１００２９号

東京都墨田区東向島３―36―９
再生債務者　山口　典宏

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月15日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第３号

東京都立川市栄町６丁目10番地の１ラミアカーサ301号
再生債務者　天唐和康弘

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月18日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月１日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再ロ）第１５号

埼玉県鴻巣市関新田436番地４
再生債務者　白澤　正明

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月１日
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２９年（再ロ）第１００２７号

東京都江戸川区松島１―28―18
再生債務者　宮澤　英樹

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年１月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第２号

山口県下関市垢田町２丁目６番28―204号
アーデント山の田
再生債務者　大羽　勝久

1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成30年１月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年２月１日
山口地方裁判所下関支部再生係

弁理士登録公告

平成30年１月17日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録		
月　日	登録番号	氏　名
1月17日	21301	鈴木　智之
1月17日	21302	棚田　明典
1月17日	21303	加藤　里美

登録抹消			
年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成29年10月26日	07479	椎名　彊	死亡抹消
平成29年12月27日	15762	加藤　康之	申請抹消
平成29年12月31日	09686	清水　千春	〃
平成29年12月31日	17076	猿子　信幸	〃
平成29年12月31日	19987	伊豆倉孝昌	〃
平成29年12月31日	21278	近藤　聡	〃
平成30年1月6日	09655	加藤　信之	〃

弁理士数　11,203名
（平成30年１月17日現在）
平成30年２月９日　日本弁理士会

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散するにいたしました。
効力発生日は平成三十年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月三十日
掲載頁　一〇七頁（号外第一四一号）
平成三十年二月九日
東京都渋谷区代々木二丁目二八番一二号
（甲）小田急電鉄株式会社
代表取締役　星野　晃司
東京都新宿区新宿三丁目三七番一号
（乙）株式会社フラッグス
代表取締役　金子　一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散するにいたしました。
効力発生日は平成三十年四月一日です。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　日本経済新聞
掲載の日付　平成二十九年七月八日
掲載頁　三十九頁
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十一日
掲載頁　九十頁（号外第一四九号）
（丙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年七月十二日
掲載頁　九十四頁（号外第一五〇号）
平成三十年二月九日
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号
（甲）株式会社ロッテ
代表取締役　佃　孝之
東京都渋谷区初台二丁目二五番三一号
（乙）ロッテ商事株式会社
代表取締役　牛腸　栄一
東京都新宿区西新宿三丁目二〇番一号
（丙）株式会社ロッテアイス
代表取締役　中島　英樹

合併公告

左記会社は合併して、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告いたします。
この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月二十三日
掲載頁　七十一頁（号外第一三五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月九日
掲載頁　一三七頁（号外第一二二号）
平成三十年二月九日
東京都中央区八丁堀四丁目一〇番四号
（甲）ＪＦＥ鋼材株式会社
代表取締役　石原　慶明
横浜市磯子区新磯子町一番地
（乙）リバースチール株式会社
代表取締役　松平　正久

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散するにいたしましたので公告いたします。
この合併に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月三十日
掲載頁　二八二頁（号外第一四一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十九年六月三十日
掲載頁　一五六頁（号外第一四一号）
平成三十年二月九日
東京都品川区北品川一丁目一九番四号
（甲）沖ウィンテック株式会社
取締役社長　畠山　俊也
東京都品川区北品川一丁目一九番四号
（乙）株式会社オーケーエンタプライズ
取締役社長　西村　次央